

序章 大綱策定の背景と目的

平成31年文化財保護法改正 → 文化財の計画的保存・活用、地方文化財保護行政の強化を図る

県は大綱(総合的な保存・活用の方向性を示す指針)の策定、市町村は地域計画(具体的な行動計画)の作成ができる。

秋田県文化財大綱

県全体の文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にし、共通基盤となる大綱を策定する。

秋田の宝

世界遺産、ユネスコ無形文化遺産にも登録される多彩で豊かな文化資源を有している。

豊かな自然

白神山地、十和田湖、田沢湖
男鹿半島、象潟、鳥海山 等

多彩な伝統行事

ナマハゲ、山・鉦・屋台行事、竿燈 等
各地の民俗芸能や祭り行事

特色ある食文化

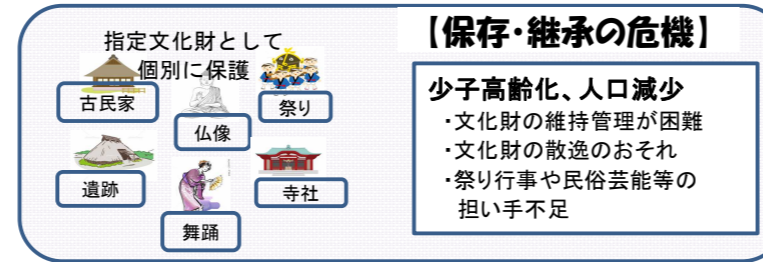
きりたんぼ鍋、稲庭うどん
発酵食、いぶりがっこ 等

地域の宝

縄文遺跡群、角館武家屋敷
増田の蔵、秋田犬、マタギ 等

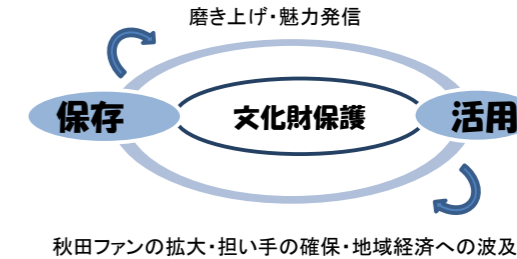
基本認識

文化財は欠くことのできない地域の財産。しかし、少子高齢化や人口減少により文化財を維持管理していくための担い手不足が深刻化している。



今後の方向性

計画的な修理や管理などの保存の取組や公開活用など従前の取組に加えて、観光振興やまちづくりなどの素材として文化財を活用することで、文化財の保存・継承につなげる。



第1章 秋田県の状況

1 秋田県の概要

- (1) 自然的・地理的環境
- (2) 歴史的特色
- (3) 人口の動き
- (4) 観光の現状

2 秋田県内の文化財の概要

- (1) 文化財の体系
- (2) 文化財の保護制度
- (3) 各地域の文化財

3 文化財の保存・活用の現状と課題

- (1) 文化財の種別ごとの現状と課題
- (2) 保存・活用の課題の整理
 - 1 地域ごとの現状把握
 - 2 保存に向けた担い手の確保
 - 3 保存に係る資金の確保
 - 4 災害への対応
 - 5 情報発信の工夫
 - 6 観光振興やまちづくり等への活用

第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 目指す将来像

- ◆ 地域社会全体のほか、幅広い関係人口が参画し、保存と活用が相乗効果を生み出しながら文化財を継承している

2 保存・活用の基本的な方針

- (1) 地域の文化財の把握
未指定の文化財についても調査を進め、地域ごとに文化財の全体像の把握を進めます。
- (2) 担い手の育成
民俗芸能後継者や専門的技術をもった職人の育成に努めるほか、関係人口の創出を目指します。
- (3) 文化財の特性に応じた対策
防災・防犯対策の強化とともに、適切な文化財の保存管理計画の策定を進めます。
- (4) 情報発信
文化財の内容をわかりやすく伝えるとともに、デジタルツールの積極的な活用を推進します。
- (5) 学校教育との連携
学校と地域が一体となって、歴史や伝統を重視する活動を充実させます。
- (6) 活用に向けた専門人材との連携
文化財の総合的な活用をコーディネートできる人材との連携を図ります。
- (7) 観光資源としての磨き上げ
文化財について、観光資源としての共通理解を図り、魅力向上の手立てを検討します。
- (8) 地域づくりへの活用
地域における文化財の役割を再認識しながら、その活用による地域経済への波及の可能性を探ります。

第3章 文化財の保存・活用に向けた県の取組の方向性

1 文化財の保存を主とした取組

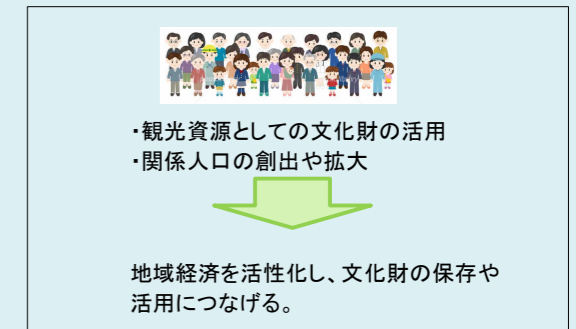
- (1) 文化財の調査
- (2) 文化財の指定等
- (3) 文化財の修理・整備への支援
- (4) 多彩な伝統行事の保存

2 観光振興やまちづくり分野における取組

- (1) 地域の力を結集した「総合的な誘客力」の強化
- (2) 文化の発信力強化と文化による地域の元気創出
- (3) 「関係人口」を生かした活力ある地域づくり

3 県所有文化財について

- (1) 有形文化財(建造物)
- (2) 有形文化財(美術工芸品)、有形民俗文化財、登録記念物



第4章 市町村への支援方針

- 1 保存・活用の取組への支援
- 2 文化財保存活用地域計画作成への支援
 - (1) 基本情報の収集・整理
 - (2) 作成協議会の設置
 - (3) 地域計画の作成
- 3 歴史的建造物等の活用にあたっての建築基準法の適用除外について

第5章 防災・災害発生時の対応

- 1 文化財のリスト化
- 2 文化財防災ネットワークの構築
- 3 災害発生時の初期対応
- 4 文化財の種別ごとの対応

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

- 1 秋田県の体制
- 2 秋田県文化財保護審議会
- 3 秋田県内の関係団体等
- 4 市町村との連携
- 5 今後の体制整備の方針
 - (1) 関係機関との連携
 - (2) 地域社会との連携
 - (3) 文化財担当部局の体制強化